

府税に関する窓口のご案内

令和7年1月6日から京都市内の府税事務所、京都地方税機構地方事務所がそれぞれ1か所に統合され、府税に関する窓口の場所が変わります。

- ・納税証明書の請求
- ・府税の納付
- ・不動産取得税に関する問合せ
(課税・減額等)
- ・個人事業税に関する問合せ
(課税・開業、廃業等)
- ・自動車税の身体障害者等減免
- ・その他府税に係る相談(滞納府税除く)

- ・滞納府税の催告書に関する問合せ
- ・差押などの処分に関する問合せ
- ・滞納府税の納付
- ・その他滞納府税に係る相談

※ 滞納府税とは、督促状が送付され、京都府から京都地方税機構に移管されたものです。

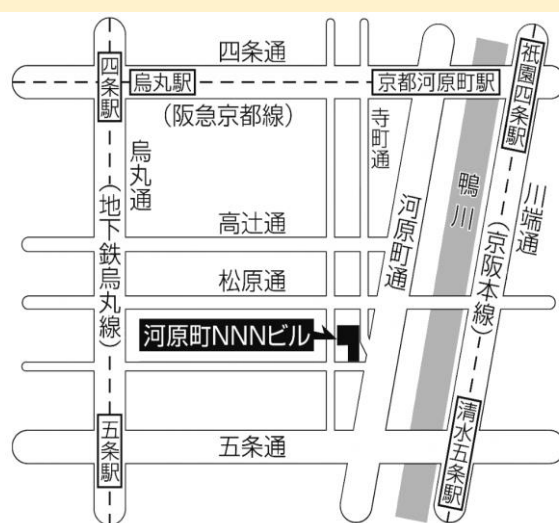
京都府府税事務所

京都市南区東九条下殿田町13
九条CIDビル2～5階
☎ : 075-692-1320



京都地方税機構 京都地方事務所

京都市下京区寺町通松原下る
植松町733
「河原町NNNビル」9階
☎075-585-2470



※自動車税管理事務所の業務は統合後も京都運輸支局と同じ敷地内で行います。